

第5章 防災訓練計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第6章「1 計画の概要」に同じ。

2 町の防災訓練

震災対策編第2編第6章「2 町の防災訓練」に同じ。

3 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第2編第6章「3 防災関係機関の防災訓練」に同じ。

4 学校の防災訓練

震災対策編第2編第6章「4 学校の防災訓練」に同じ。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

震災対策編第2編第6章「6 実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ。